

都市公園内におけるドローン撮影について

1 個人の撮影か、業としての撮影かを確認

→個人によるドローン撮影は不可。

2 飛行場所は人口集中地区（DID区間）か？

※郡山城跡は人口集中地区に当たる

規制箇所での飛行について、国の許認可はあるか。

→無い場合は不可。

3 飛行させる範囲を確認

郡山城跡については、管理区分図を参照（市HPの下記ページにも、管理区分図は掲載している）

→都市公園内（公園エリア）を飛行させる→「都市公園内行為許可申請」を提出

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/machidukuri_jigyou/kouen/15498.html

→天守台、旧奈良県立図書館（城址会館）、追手門付近を飛行→「郡山城天守台使用申請」の申請フォームへ

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/machidukuri_jigyou/todokede_tetsuzuki_shomei/12663.html

→「行為許可」「天守台使用申請」いずれも柳澤神社、柳沢文庫に事前に説明し了解を得ること。

イベント貸出中ならイベント主催者の了承も必要。

→柳澤神社、柳沢文庫の所管地については、それぞれの許可を取ること。



4 日時の確認

平日は8時30分から17時まで。

土日祝は不可。

5 必要書類の提出（2部申請）

- ・都市公園内行為許可申請書（市様式）
- ・飛行計画書（範囲や内容、撮影の目的等）
- ・周囲の安全確保の対策が十分であるとわかるもの
- ・一定の操縦講習等を受けた者が操縦を行うことがわかるもの
- ・落下等の被害に対する保険に加入していることがわかるもの
- ・その他、必要事項に係る書類

6 許可書発行後

当日、ドローン撮影中は許可書を携帯すること。

不測の事態が発生した場合は、ドローンの運行を取りやめ管理者に報告すること。

1日あたり9000円（税別）の使用料をお支払いいただく必要があります。